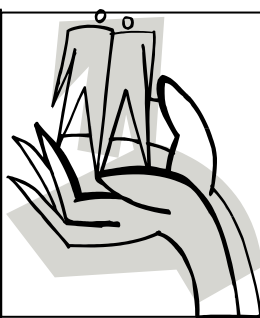


のぞみ

2021年夏季号(7月1日発行)No. 30



NPO 法人 成年後見のぞみ会

〒178-0064

練馬区南大泉 4-29-35

代表 照山 忠利

電話 080-1700-1050

Email: info@kouken-nozomi.org

近時雑感

新型コロナウイルスとの重苦しい闘いが続いている中、久方ぶりの朗報が届きました。日本の製薬会社エーザイと米国の会社が開発したアルツハイマー型認知症の治療薬を、米食品医薬品局（FDA）が承認したというニュースです。その名は「アデュカヌマブ」。舌を噛みそうでいっぺんでは覚えられそうもありませんが、なんでも原因物質とされるたんぱく質の一種「アミロイドベータ」を脳内から除去する効果があり、認知機能の低下を長期に抑制できる世界で初めての治療薬だそうです。



これまで多くの科学者や製薬会社が薬剤の開発に挑んできましたが、ここ20年間での取り組みでものになったのは4例のみ。それも症状の緩和を目的とした薬剤だけで治療薬開発はことごとく失敗でした。今回のアデュカヌマブの成功は「アルツハイマー病の克服に向けた大きな一歩」と評価され、今後新たな治療薬開発が加速することも期待されています。またこれまで認知症はもっぱら「介護」の対象でしたが、これからは「医療」の対象になる時代に入ることを意味しています。ただしあまりにも高額なこと（年間の治療費約600万円）、この新薬は重度認知症には効果がなく軽度認知症に限られていることなど課題も多く、人類にとって福音となるにはまだ大きな努力と時間を要するとみられています。

もう一つの朗報は日本の島津製作所が、アミロイドベータの蓄積量を血液数滴から検出できる装置を発売したことです。現在は陽電子放射断層撮影装置（PET）や脳脊髄液を採取する方法で測定されていますが、血液採取だけなら体への負担が小さくて済みます。価格は約1億円で当面、製薬会社や臨床検査会社に販売予定です。この装置とアデュカヌマブの組み合わせにより診断と治療薬の両輪で技術革新を進める機運が高まっています。



わが国では新薬承認の審査はこれからですが、認知症への軸足が介護から医療にも移ることになれば介護現場の負担はいくらか軽減されることになるかもしれません。

私たち成年後見制度に係る当事者としては今後の新薬承認の動向とともに介護と医療のバランスの変化にも眼を凝らしていく必要があるでしょう。

（理事長 照山忠利）

総会報告

NPO 法人成年後見のぞみ会の第8回通常総会が、令和3年5月29日（土）午前11時から石神井公園区民交流センター消費者団体活動室で開催され、全議案を満場一致で可決しました。（出席正会員10名 照山忠利、佐藤賢治、岩淵裕子、吉浦茂樹、澤田麻由美、佐藤喜代子、小川肇、曳野賢一、星野勢、永井薫 委任状出席者9名）

【総会の議案】

- 第1号議案 令和2年度事業報告について
- 第2号議案 同活動計算書について
- 第3号議案 令和3年度事業計画について
- 第4号議案 同活動予算について
- 第5号議案 役員改選について
- 第6号議案 その他



開会にあたり議長に佐藤賢治、議事録署名人に岩淵裕子、吉浦茂樹の両名を選任しました。会議の冒頭、当会の設立時から役員を務め昨年8月4日に逝去された故小松崎昇氏の功績に感謝し、御霊のご冥福を祈って黙祷を捧げました。

第1号議案「令和2年度事業報告」では、成年後見人講習会（4日間開催）、および「講演会（任意後見制度を身近に）」の事業が盛況裏に開催できたことが報告されました。コロナ禍の中で人が集まるかどうか懸念しながらの開催でしたが、いずれも想定を上回る多くの方にご参加いただき、アンケートからも満足度や関心の高さがうかがえました。第3号議案では、コロナ禍により活動に影響を受けざるを得ないながらも、前年同様の活動に加えて当会として後見、とりわけ任意後見受任への具体的な動きを開始することが確認されました。

* 総会の議案資料（事業報告、活動計算書等）は、成年後見のぞみ会のホームページ <http://www.kouken-nozomi.org/> に掲載していますのでご覧ください。

2021年度 成年後見人講習会のご案内

昨年ご好評をいただいた『成年後見人講習会』を、今年も下記日程で行う予定です。

前期：9/18（土）と10/30（土） 後期：11/13（土）と11/20（土）

場所：ココネリ（練馬区立区民・産業プラザ）3階 多目的室

受講料：前期・後期それぞれ1,000円、後期まで通算で2,000円

* 当会のホームページにご案内、お申し込みフォームがありますので、ぜひご覧になって下さい。

◆ホームページのアドレス <http://www.kouken-nozomi.org/>

また、下記のご連絡先からもご案内・受付しています。

〒178-0064 練馬区南大泉 4-29-35 成年後見のぞみ会 照山忠利

TEL080-1700-1050 Eメール info@kouken-nozomi.org

成年後見制度を知る手引き⑧ 民事信託（家族信託）その2

前回に引き続き民事信託（家族信託）の話です。

最初に。前回の本稿について「家族信託」は正式な法律用語では無いとのご指摘を受けました。ご指摘の通りで、法律用語では「民事信託」と呼ばれます。しかしながら、「民事信託」という用語は一般的になじみの薄い用語である為、前回の説明では、敢えて読者に馴染みのある「家族信託」という表記を使用しました。ご指摘を受けて、今回より、「民事信託（家族信託）」と表記致します。

民事信託（家族信託）と第5回、6回で説明した任意後見とは、その目的が自らの認知機能が低下した場合に備えるという点で共通します。また、その契約は本人の認知機能が低下する前にしなければならない点や、受託者や任意後見人は同意権・取消権を持たないと言った点でも共通します。

しかしながら、相違点もあります。その中で、最も大きな相違点は、本人の身上保護の役割の有無、その為の代理権の有無です。任意後見人では、本人の身上保護が財産管理と並ぶ重要な役割であり、この為、任意後見人は任意後見契約の規定の範囲内で、本人の代理として介護施設の入居契約等の介護サービスを契約することが可能ですが、民事信託（家族信託）の受託者は、代理権が無く、信託契約に基づき介護サービスの費用の支払いはできますが、介護サービスの契約は出来ないと考えられます。実際には、本人の家族等が介護サービスの契約を締結することで、介護サービスを受けることが出来ますが、そのような担い手となる家族がいない場合や、家族・親族間で本人の介護に対しての意見が分かれる場合等は、民事信託（家族信託）は適していません。

もう一つの大きな違いは、家庭裁判所の介在の有無です。任意後見人は、年に一度、財産目録や収支を家庭裁判所が選任した任意後見監督人に報告する必要があるため、任意後見人が本人の財産を流用した場合は解任されることもあります。一方、民事信託（家族信託）では、特段の規定を盛り込まない限り、毎年の会計報告も必要ありません。家庭裁判所が介在せず、外部からのチェックが効きにくい仕組みとなっていることから、前回もご説明した「信託監督人」や「受益者代理人」により第三者チェックが働くように準備しておくことをお勧めします。

民事信託（家族信託）と任意後見制度のどちらを選択するかは、まずは、自分の判断能力が低下した際に、誰に、何ををお願いするか十分に整理した上で、その希望を叶える為に適した方を選択するのがよいかと考えます。

(小川 肇)

出張講座・個別相談 ご相談ください！

成年後見制度に関する勉強会（出張講座）や個別の相談にも対応いたします。

成年後見制度って、何だか難しそう… 後見人、私の場合、いつだれに頼んだらよいの？

お問い合わせ・お申し込みは下記まで、お気軽にご連絡ください。

〒178-0064 練馬区南大泉 4-29-35 成年後見のぞみ会 照山忠利

TEL080-1700-1050 Eメール info@kouken-nozomi.org

空港に長蛇の列が・・

6月2日のNHK ニュースウオッチ9の番組案内欄に「空港に長蛇の列が・・帰国便を待つベトナム人」との予告が載った。それはベトナムから日本の企業等に「技能実習生」として多数のベトナム人が受け入れられているが、コロナ禍等により職を失い、所持金も充分にないまま空港の施設等で寝泊まりをしながら、何日も帰国便を待ち続ける。日本人のボランティアが相談・支援活動に走り回るが・・というものである。

「技能実習生制度」とは、開発途上国の人づくりを目的として、一定期間外国人を「技能実習生」として日本で受け入れ、技術・知識等を学んでもらい、母国の発展に資するという趣旨で1993年に制度化されたものであるが、その後の失踪、不法就労等の事態を防止するため、2017年に「技能実習生」の権利保護のための相談窓口を設けるなどの改正が行われた。現在、約41万人の「技能実習生」が日本にいるが、その半数がベトナム人であるという。しかし制度の趣旨とは裏腹に、日本人が定着しない不人気産業を中心に劣悪な労働条件の下で「技能実習生」が苛酷に働かされる事例が増え、近年社会問題として大きく注目されるようになった。勿論、良心的な受け入れ企業も少なくないが、失踪、不法就労等の事例が跡を絶たない。

そして今「ポレポレ東中野」で、こうした「技能実習生」たちを取り上げたドキュメンタリー映画「海辺の彼女たち」が上映されていて、関係者の間に大きな反響を呼んでいる。その内容は、ベトナムから来た3人の女性たちが、苛酷な職場から脱走を図り、ブローカーを頼りに、とある東北の雪深い漁港に辿り着き、不法就労という状況に怯えながらも、ベトナムにいる家族へ仕送りをするため懸命に働き始めたが、仲間の一人が次第に健康を害し・・というものである。

現在、日本における外国人の比率は約2%強であるが、東京ではすでに4%を超えているという。少子高齢化が深刻化している日本は人手不足解消のため、今後さらにこうした外国人実習生たちを受け入れざるを得ないと指摘されている。

映画「海辺の彼女たち」を観たある女子大生が次のような感想文を綴っている。

『誰も悪くない』という言葉がある。でも私は思う。『みんなが少しずつ悪い』のだと。我々が生きている社会は不法就労を否定する一方で、その状態を生み出す社会でもある。何とかしなければならない。我々は自分自身に立ち向かう時ではないだろうか」と。

(星野 勢)

ホームページをご覧ください

当会のホームページでは、活動内容や会報誌のバックナンバー等を掲載しておりますので、ぜひ一度ご覧ください。

◆ホームページのアドレス

<http://www.kouken-nozomi.org/>

スマホでも
見られます

